

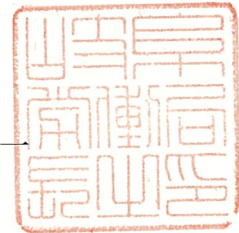
岐阜地方最低賃金審議会の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

岐阜労働局一般公示第 10 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年岐阜労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、岐阜県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む）は、下記「岐阜地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ使用者を代表する委員又は労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 8 月 21 日

岐阜労働局長 原田 浩一



記

岐阜地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、岐阜県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、岐阜県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦書には内諾書及び履歴書を添付して提出すること。（提出方法は、推薦書等を持参又は郵送とする。）

(2) 推薦締切日

令和 7 年 9 月 4 日

(3) 推薦書の提出先

岐阜労働局労働基準部賃金室（岐阜市金竜町五丁目 13 番地）

令和 年 月 日

岐阜労働局長 原田 浩一 殿

推薦者（代表）（郵便番号）
住所（主な事務所の所在地）.....

氏名（名称及び代表者氏名）.....

岐阜地方最低賃金審議会 自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の委員の候補者として、下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

氏 名	年 齢	現 職	所属団体及び その地位	略 歴	住所・連絡先・電話
					〒 住 所 連絡先 電 話
					〒 住 所 連絡先 電 話
					〒 住 所 連絡先 電 話

- ※ 1 所属団体及びその地位欄には、候補者の所属団体が多数ある場合には、その所属団体の名称及びその地位を全部列挙して記入すること。
- 2 新規候補者の場合には、履歴書を添付すること。
- 3 候補者の内諾書を添付すること。

内 諾 書

岐阜労働局長 原田 浩一 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、岐阜地方最低賃金審議会 自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
の委員に任命されたときは就任することを内諾します。